

## 第7回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

- 開催日時 平成16年7月1日(木) 午後2時から
- 開催場所 阿仁町ふるさと文化センター
- 会議次第
  - 1. 開 会
  - 2. 会長あいさつ
  - 3. 会議録署名委員の指名
  - 4. 議題
    - (1) 協 議
      - ・ 協議第28号 国民健康保険事業の取扱いについて
      - ・ 協議第29号 介護保険事業の取扱いについて
      - ・ 協議第30号 消防団の取扱いについて
      - ・ 協議第31号 行政区の取扱いについて
      - ・ 協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
    - (継続協議)
    - (2) 提 案(次回協議への提案事項)
      - ・ 協議第32号 水道事業の取扱いについて
      - ・ 協議第33号 広報公聴について
      - ・ 協議第34号 姉妹都市、国際交流事業について
      - ・ 協議第35号 商工、観光関係事業について
      - ・ 協議第36号 地域振興事業について
      - ・ 協議第37号 納税関係について
      - ・ 協議第38号 交通関係事業について
      - ・ 協議第39号 消防防災事業について
      - ・ 協議第40号 生活環境事業について
      - ・ 協議第41号 電算システム事業について
      - ・ 協議第42号 地域審議会について
      - ・ 協議第43号 町名、字名の取扱いについて
      - ・ 協議第44号 新市まちづくり計画について
    - (3) そ の 他
- 出席者の状況

### 出席委員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 鷹 巣 町 長 | 岸 部 陞   | 鷹巣町議会議長 | 清 水 修 智 |
| 鷹巣町議会議員 | 簾 内 順 一 | 鷹巣町議会議員 | 千 葉 文 吉 |

|              |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
| 鷹巣町          | 今 野 實   | 鷹巣町     | 檜 森 正   |
| 鷹巣町          | 和 田 テエ子 |         |         |
| 合 川 町 長      | 佐 藤 修 助 | 合川町議会議長 | 佐 藤 吉次郎 |
| 合川町議会議員      | 吉 田 芳 雄 | 合川町議会議員 | 和 田 三九郎 |
| 合川町          | 成 田 道 胤 | 合川町     | 小笠原 聡   |
| 合川町          | 鈴 木 孝 子 |         |         |
| 森 吉 町 長      | 松 橋 久太郎 | 森吉町議会議長 | 庄 司 憲三郎 |
| 森吉町議会議員      | 桜 井 忠 雄 | 森吉町議会議員 | 春 日 一 文 |
| 森吉町          | 佐 藤 金 正 | 森吉町     | 片 山 信 隆 |
| 森吉町          | 畠 山 慎 咲 |         |         |
| 阿 仁 町 長      | 濱 田 章   | 阿仁町議会議長 | 山 田 博 康 |
| 阿仁町議会議員      | 山 田 賢 三 | 阿仁町議会議員 | 小 林 精 一 |
| 阿仁町          | 佐 藤 昭 春 | 阿仁町     | 三 杉 営 子 |
| 阿仁町          | 菊 地 忠 雄 |         |         |
| 秋田県北秋田地域振興局長 |         | 石 井 讓   |         |

欠席委員

な し

○ 出席の幹事及び事務局

|            |         |              |          |
|------------|---------|--------------|----------|
| (幹 事) 幹事長  | 吉 田 茂   | 副幹事長         | 柴 田 信 勝  |
| 副幹事長       | 恵比原 脩   | 副幹事長         | 工 藤 博    |
| 鷹巣町総務課長    | 今 畠 健 一 | 鷹巣町まちづくり政策課長 | 村 上 儀 平  |
| 合川町総務課長    | 松 岡 宗 夫 | 合川町総務課長補佐    | 杉 渕 敬 輝  |
| 森吉町総務課長    | 加 賀 隆 久 | 森吉町企画観光課長    | 奈 良 尚 里  |
| 阿仁町総務企画課長  | 鈴 木 美千英 | 阿仁町財務課長      | 田 口 惣 一  |
| (事務局) 事務局長 | 斎 藤 彦 志 | 事務局次長        | 佐 藤 満 ほか |

○ 会議の経過について

事務局： それでは、委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてまことに有難うございます。ただ今から第7回目となります鷹巣阿仁地域合併協議を開催させていただきます。最初に岸部会長よりご挨拶を申し上げます。

岸部会長： 皆さん、大変お忙しい中をご苦労さまでございます。私たちのこの協議会も第7回となりまして大分なれてきたと言ったら語弊があるんですが、スムーズにきているような気がいたします。さきごろは北秋田市という名称も決まりまして、

今回の協議会だより第5号に北秋田市というのが載っておりまして、私たち全然知らないのが、どのくらいの応募あってどうだったのかわからなかった訳なんですけど、これには211名の方の応募があって有効な1220件のうちですから17.3%ぐらいです。15、6人のうち1人の方は北秋田市とのもを書いていたということで、私たちの選択がよかったなあとほっとしているところでございますが、今回の協議会だよりには全部載って何件あったのかというのが載っておりますので、住民の皆さんたちも十分わかりやすいと思います。

さて、私たちの協議項目は、全部で47項目あります。その1項目の中から審議案件が全部で56号まで現在予定してございます。そして、今のところ協議項目は30項目までが、47のうち30項目までいきまして、それから協議の方につきましては、今日が13、非常に沢山出ておりますが、それをやりますと、あと12しか残っていないというところまでこぎつけることが出来ました。本当に有難うございます。

今日は特に次回の案件が13もありまして、今まで継続協議になって参りました議員の特例のところもございますから、ひとつよろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

事務局： それでは、協議に入ります前に資料の方の確認をいつもどおりさせていただきます。

まず、大変直前でございましたけれども、郵送にて資料を一部お送りさせていただいております。タイトルは国民健康保険税率の訂正について、という2枚もののペーパーでございます。今日、皆さんお持ちのことと存じます。それから本日それぞれテーブルの上に準備しておりますのは、まず、次第がございます。その次に資料ナンバー1といたしまして議員定数特例、それから選挙区、県内の法定協議会の状況ということで1枚のペーパーをさし上げてございます。

次に資料ナンバー2ということですが、こちらの方は前の協議会の方で私ども事務局の方に準備せよということで準備いたしました16年度の当初予算に係る、補助金の当初予算の一覧表でございます。それから資料ナンバー3でございますが、説明資料の訂正ということで差し上げてございます。それから資料ナンバー4でございます。こちらの方は説明資料の追加というタイトルをつけてございますが、介護保険事業の取扱いについての説明の追加ということでございます。

それと別冊といたしまして、本日提案申し上げますが、次回協議なされます協議案件第32号から44号までということで、後程説明申し上げますが、提案資料ということでございます。以上、資料につきましてはそれぞれご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

それから今日は、皆さん、委員の方々全員出席でございます。従いまして、規約 10 条第 1 項の規定によります本協議会が成立いたしますことを改めてご報告を申し上げたいと存じます。

それでは、ここからは会議の議長となります岸部会長にマイクをお渡しして進行のほどよろしくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、協議に入る前に本日協議会の会議録署名委員をご指名いたしたいと思えます。これは取決めによりまして開催地の第 2 号委員の山田賢三委員さんと第 3 号委員の三杉営子委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岸部会長： それでは、協議会に入る前にひとつお願いがある訳でございますが、新市名称が決定いたしまして、その応募者に対する抽選会を行なうことを先回お話しいたしました、それを今ここでやりたいと思えますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。事務局の方でよろしくお願いします。

事務局： それでは、ただ今会長がお話し申し上げましたとおり、協議会に入ります前に新市名称にかかわります各賞の決定の抽選を行ないたいと思えます。

最初にこの抽選の順番ですが、新市の名称に決定いたしました北秋田市の名称を応募して下さった方々が 211 名ございます。この中から名付親大賞 1 人、そして、次に 10 人の名付親賞の方々合わせて 11 名になります。

この後、特別賞です。こちらは名称決定にかかわりなく応募下さった方々全てを対象としておりますけれども、この中から 50 名の方々に特別賞をさし上げるということで、正副会長及び委員の皆さんに抽選をしていただくという段取りでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、211 名の応募の葉書が今抽選箱の中に入りますのでご確認願いたいと思えます。こちらの方、最初に名付親大賞、賞金 10 万円の方ですが、こちらは岸部会長自らお引きなりますので、会長よろしくお願い申し上げます。

(会長 抽選)

それでは、発表します。

名付親大賞の賞金 10 万円の方は阿仁町幸屋渡にお住まいの鈴木 遼さんでございます。おめでとうございます。(拍手)

繰り返します。阿仁町幸屋渡にお住まいの鈴木 遼さん、16歳の男性の方でございます。

それでは、同じく今度は名付親賞です。こちらの方は1万円相当の商品券をさし上げるようになっております。こちらの方は4人の町長さんに、引いていただきたいと思ひます。

岸部会長には3本、それから松橋副会長さんにも3本、それから佐藤副会長さんには2本、浜田副会長さんにも2本ということで、合計10本になります。

(それぞれ抽選)

それでは10人の当選された方々を発表申し上げます。町名とお名前だけにさせていただきますのでご了承願ひます。

鷹巣町にお住まいの小塚 喜三さん、69歳の男性の方でございます。おめでとうございます。

続いて同じく鷹巣町にお住まいの河田 澄夫さん、71歳の男性の方でございます。続いてこちら鷹巣町にお住まいの方です。20歳の三沢 新さん、男性の方でございます。

こちらも鷹巣町にお住まいの方です。68歳の女性の方で松尾 栄子さん、おめでとうございます。

森吉町にお住まいの庄司 紗也子さん、12歳の女性の方でございます。おめでとうございます。

阿仁町にお住まいの田口 キンさん、80歳の女性の方でございます。おめでとうございます。

それから鷹巣町にお住まいの河田 喜史武さん、64歳の男性の方でございます。おめでとうございます。

同じく鷹巣町にお住まいの佐藤 喜美男さん、68歳の男性の方でございます。おめでとうございます。

こちらも鷹巣町にお住まいの方でございます。戸田 賢一さん、75歳の男性の方でございます。おめでとうございます。

最後の方も鷹巣町にお住まいです。中島 洋紀さん、31歳の男性の方でございます。以上、10名の方々、名付親賞ということでご当選されました。おめでとうございます。

それではさっそく特別賞の方に抽選に入りますが、こちらの方は正副会長の4人の町長さんを除いた委員の皆さん、ちょうど25名おりますのでおひとり2本ひいていただきたいと思ひますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

こちらの方は、有効作品の全応募者の方々の葉書が全てこの中に入りました。それでは、順番におひとり2枚ということでお願い申し上げます。

勿論、応募には葉書の他にファックスとか電子メール等々、別の方法でいただきましたが、これも抽選にあたりましては、葉書と同様の紙片を作成いたしまして、こちらの方に再現いたしまして今抽選箱の方に入っておりますのでご了解願いたいと思います。

50名という大人数でございますので、抽選が終了しましたら、直ちに事務局の方で50人の名簿を別室で作り上げまして、本日の協議会が終了するまでにはペーパーにて皆さまに差し上げたいという段取りでございます。

（特別賞の抽選）

ただ今特別賞、50名の方が抽選終了しました。

それでは、以上もちまして抽選を終らせていただきます。有難うございました。

岸部会長： 有難うございました。それではさっそく協議の第28号に入りたいと思います。国民健康保険事業の取扱いについてを事務局の方から説明下さい。

事務局： 事務局の斎藤です。説明させていただきたいと思います。

今日お渡しいたしました資料ナンバー3と事前配布資料の2枚頁のその資料をお出しなっさるようお願いしたいと思います。

最初に事前配布の資料でございますけれども、第6回協議会で提案いたしました28号の国民健康保険事業の取扱いについて、この税率が次のとおり改正になりますので訂正いたします。訂正税率でございますけれども、阿仁町の6月定例議会において国民健康保険税条例の一部改正が上程され、6月18日に可決されたためということで下の方に国民健康保険税、税率、医療給付分応能割、所得割額、これが10.3%から9.8%に改正になります。資産割額ですけれども39.0%が35.0%。応益割の平等割額これが28,000円になっていますけれども、これが25,000円に訂正になりますので、まずご報告したいと思います。

それから資料3でございますけれども、10頁と11頁、12頁の資料の訂正があります。これは今まで、15年度の決算見込み額というもので前回の提案の時に配布しております資料に提示しておりますけれども、決算が全て出納閉鎖も終わりましたので、いちばんと直近の数字で載せてみようとして4町の15年度決算の最終見込みの数字を載せております。これが10頁、11頁、12頁の訂正部分でございます。国民健康保険事業の取扱いでございますけれども、調整内容が国民健康保険税の税率については、合併時の医療費の動向をみながら必要な負担額を算出した上で、税

率の検討を行ない、平成１７年度から新保険税率を設定する（賦課方式については慎重に試算を行ない後日別途提案する。）ということであります。

２番目が国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。

３番目が国民健康保険運営協議会については合併時に統合を図る。

４番目が成人病予防検診業助成事業については合併時に統一する。

５番目が無受診世帯表彰事業については合併後に廃止する。

６番目が診療報酬明細書点検、レセプト点検管理の事務委託については合併後に再編し一元化するという調整内容の提案でございますので、これについてご協議願いたいと思います。以上でございます。

岸部会長： それでは、どうぞご発言お願いしたいと思います。ご意見ございましたら、どうぞ。

阿仁町小林委員： 会議の進行のことで、ちょっとお願いがございます。阿仁町の場合、法定協が立ち上がった２月９日以降というのは、回ごとに議会の全員協議会を必ず開催して次回の会議に臨むということで意見調整しながらやってきております。今回の会議に先立ちまして先般全員協議会を開いたところ、私たち３人の議員の他に議員になっていない他の委員方も傍聴にいらしている方が沢山おります。その方々の一致とした意見としましては、会の進行がちょっと拙速すぎるというのが大勢でございました。

だから事務局の提案に対して何か委員が反論した場合、すぐ引っ込める形で先送りとか或いは事務局提案に対する対案、反対が出た場合、そのことを全体の中で協議してほしいと、そういう時間があってよいのではないかとということで、ましてや新市の百年大計のためにも法定協の役割というのは重要ですので、これからは重要議案が目白押しですので、十分にお互いに意をくみながら慎重に時間をかけてやってもらいたいと思います。それが法定協立ち上げの時に岸部会長おっしゃった互譲の精神につながっていくと思いますので、その点のところご配慮いただきたければ幸いですのでよろしくお願いします。

岸部会長： 分かりました。十分審議をつくりたいと思いますので、活発なご発言をお願いしたいと思います。発言がなければ次に移りますので、そのときは又よろしくお願いします。どうぞご発言ください。

合川町成田委員： 調整内容の１番の件ですが、国民健康保険税はどこの町村も大変関心のある問題だと思います。この調整内容でいきますと、１７年度から新課税を決定

するという風になっておりますが、やはり合併してある程度の実績が出たものをもとにして、それから調整したらどうかと、私は考えております。それから行きますと県内の調整内容の仁賀保が採用しております平成１７年度まで不均一課税とし、平成１８年度から税率の統一を図るというような提案をしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

岸部会長： 有難うございました。事務局で今のことについては何かございませんか。

事務局： 事務局の方ではいまのにお答えするよりも、逆にまた、各委員の方々のいろんなご意見を聞いて考えたいと思っています。

岸部会長： 対応できるということですね。それでは各委員の皆さんからご意見を出していただきたいと思います。いまの件は、合川の成田委員のご意見でよろしゅうございますか。どうぞ。

森吉町春日委員： ひとつの行政、いわゆる自治体の中でいろんな税率があるというのは、私はあまり好ましいことではないと思います。この資料を見ますとかなり差があるわけですね。従いまして、私はスタートと同時にやはり調整した方が良いのではないかと思います。今回事務局案として提案されています賦課方式については慎重に試算を行ない、後日別途提案をする、こういう調整内容ですが、後日別途提案するという期日の目途を説明願ひたいと思います。

岸部会長： それでは、事務局の方で後日というのはいつなのかを説明して下さい。

事務局： 事務局の方では専門部会等含めて協議していくためには、９月ごろと検討しています。

岸部会長： 春日委員さん、９月頃に、専門部会の方から上がってくるということです。

森吉町桜井委員： 保険税の賦課方式の件に関しては、今、４方式ある訳です。ただこの中で資産割ということは、どちらか言えば利益を生まない資産が大半であるわけですね。その他の所得割とか或いは均等割、平等割は、これは異論が無いわけですが、資産割というのは果してそれでいいのかな。例えば、最初何人も家族が多く住んであった、ところがなんかの関係で一人、二人になったとか。そういう場合、残った人に対する資産割の割合が非常に大きくなります。そういうことも勘案する

と、事務局の段階でもうちょっと資産割の4方式、これは十分検討してほしいなと思います。

岸部会長： 分かりました。資産割について検討するよにというご意見でございました。それでは調整の方法について、他にご意見ございませんか。どうぞ。小林委員。

阿仁町小林委員： 確認ですが、その事項によっては合併時に再編し、一元化するという表現と合併後に再編し一元化するという表現になっていることが沢山出てくるんです。この場合、合併後というのは我々の協議会の範疇外だと思いますけれども、合併時というのはこれはあくまでもこの協議会の議案として出てくるという理解でいいのか、そここのところを説明して下さい。

岸部会長： それはそのとおりです。私たちは調整の方法というのを示して各専門部会から上がってくるわけでございますので、今ここで結論を出す訳でないのです。今お聞きになっている方たちにも、今、後ろの方で、そういうことでございますので、調整の方法を適用している訳でございます。それから専門部会の方で、或いは分科会の方で討議したのがここに上がってきて初めて決定ということになります。ですから今決定でございませのでよろしく願いいいたします。他にございませですか。どうぞ、和田委員。

合川町和田委員： 合併協の事務局にお伺いしたいと思いますけれども、この問題は国保審議会との関係でどうなりますか。それはいつ決めるとかという国保審議会でございますけれども、どういうことになるのですか。

岸部会長： 分かりました。国保審議会との関係はどういう具合になるのか、ということです。

事務局（寺田専門部会長）： ただ今の質問に対しましては、当然、国保運営協議会の方で審議していただくことになります。

岸部会長： そういうことですが、和田委員さん、お分かりになりましたか。

合川町和田委員： だから合併協でどの程度であるかということをもって、決めるということで、その運営審議会によってどういうものか。

岸部会長： 合併協の方では、専門部会の方でどの程度まで決めることが出来るのかという  
ことですが。小林委員さん、どうぞ。

阿仁町小林委員： 各町村の国保運営協議会の流れを見ましても、運営協議会で決めて出  
てくるという形でなくて、運営協議会には一つの素案、原案というものが出ていく  
のです。その原案を作るのがこの協議会でないかと思っていますが、そのへんのと  
ころ如何ですか。

岸部会長： それでは、専門部会の部会長をお願いします。

事務局（寺田専門部会長）： それでは分科会の会長がその流れ等を十分熟知しておりま  
すので、藤野分科会会長に説明をお願いします。

岸部会長： それじゃ、お願いします。

事務局（藤野分科会会長）： 運営協議会につきましては、当然、経た形を議事としてい  
かなければなりませんけれども、これから各町で協議なるのですが、県の指導と4  
町の代表者の形で集まっていたいただいて協議するということをひとつ念頭において  
ございます。まず、検討が始まったばかりでございますので県と4町の担当職員で  
協議しながら進めて行きたいと思っています。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは28号に関しましては他にございませ  
んでしょうか。  
（なしの声あり）

岸部会長： なしということでございますけれども、よろしゅうございますか。こういう  
方向で調整したものを決定する時に提出することにいたします。よろしく願いい  
たします。

岸部会長： それでは第29号の介護保険事業の取扱いについて、事務局から説明を願  
いします。

事務局： 今日お渡しした資料の4は、15年度の決算見込みの中味でございます。  
介護保険事業の取扱いでございますけれども、1は、介護保険事業計画について  
は平成17年度までは現行のとおりとし、18年度からは第3期介護保険事業計画

(平成18年から22年度)に沿った事業の運用を行うこととなります。

2が、介護保険料については、合併後の平成17度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は第3期介護保険事業計画の策定で見直しし、平成18年度より適用する。

3が、介護保険料の納付等については、鷹巣町、合川町の例により合併時に統一する。

4が、各種手数料については、住民負担に配慮し負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。

5番目が、介護認定審査会については、合併時まで調整を図る。この五つが調整内容でございますので、よろしくご協議ほどをお願い申し上げます。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは、介護保険につきましてご意見賜りたいと思います。小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 細かいことですが3頁ご覧いただきたいと思います。合併時の上段の手数料ですが、調整方針については鷹巣町の例により合併時に統一するとありますが、鷹巣町が手数料3件とも1件当たり100円徴収している訳です。他の町村は1件とか2件より徴収していないのに、鷹巣に合わせることによって今まで他町村ではとられていないそういう手数料もとられるということではないんですか。それとも一つ、私勉強不足だと思いますが、その下の介護認定審査会、鷹巣町とこちらの合川、森吉、阿仁、上小阿仁の四町村の、審査会の一日当たりの日当、額が違うが、鷹巣は6,500円。阿仁の場合10,000円となっていますけれども、その差は原因が何かということと、調整する場合に上限、上に合わせるか下に合わせるか、どちらをとるのか。その辺のところをお知らせいただきたいと思います。

岸部会長： 事務局の方でお答え下さい。証明書とそれから徴収100円の方、どのように調整するかということと、それで鷹巣に合わせるのがどうかというようなことですけれども、どうぞ。

事務局(工藤専門部会長)： いま、ご質問のありました手数料につきましては、合川町さん、或いは阿仁町さん、いわゆる証明書発行しながら、これ医療費控除との対象になることから領収書で対応したようですが、鷹巣町の例に沿って証明書を発行するのが分かりやすく、良いだろうということで合併時に統一するとの考え方で、分科会そして専門部会の方で考え方を提示したわけでございます。

次に介護審査会につきましては、これも分科会、専門部会でいろいろ議論しました。

委員報酬につきましては、鷹巣町の委員報酬につきましては、平成１５年度まで１５,０００円であったようです。１６年度から１０,０００円ということで、それでも尚且つ又、鷹巣町の６,５００円に比べればまだ差がありますので、調整方針に具体的内容にも示してございますように合併時までに調整を図りたいと、具体的に今、どの程度までするかということにまでは至っておりません。以上でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。手数料に関しましてはよろしいですか。そんなに沢山、頻繁にということでの証明していただくということではないと思います。それからちょっと追加しますが、介護審査会、鷹巣の場合も６,５００円というものは、開設の時に鷹巣町はいろんなことで介護にお金がかかっているからということで委員の方で自主的に安くした経緯がございます。一応そういう風なことを踏まえて調整していただきたいと思いますのですが、他にございませんでしょうか。

森吉町春日委員： １８年度から統一すると、保険料については、２頁ご覧になれば分かるように、これは３町が標準ですが、鷹巣だけが違います。従いまして常識的に考えれば鷹巣も標準になると理解してよろしいでしょうか、それが一つ。それから、認定審査会についてですが、鷹巣さんはかつて介護保険が始まる時に鷹巣阿仁部４町勧誘しましたが、鷹巣町は特別だから皆さんと一緒にやれないということで審査会に入らなかった。他の４町村が統一で森吉町が基礎になって審査会を作ったわけですが、今回の調整内容見ますと、合併時までに調整を図る、こういうことになっていますね。他の項目をみると統一するとか一元化すると書いているんですが、このとこだけ調整を図るとなっていますが、これはどういう意味合いか、もう少し詳しく説明願います。

岸部会長： 事務局の方でどうぞ。

事務局（工藤専門部会長）： ２点ほどございましたが、審査会のことについては、委員会の委員定数の問題もございます。そして又、合川、森吉町、阿仁町さんをご承知のことと思いますが、上小阿仁村さんは現在３町１村の中で行なっておりますので、そうしたことの関係もあるのではないのかなということでございます。そして、介護保険料の率について、委員のご指摘のとおり、３町の場合は国で示す基準のとおりでございますが、それに沿った形で条例化する。鷹巣町の場合は第一号被保険者の多くが年金所得者であることを考慮し、ある程度の、保険料の負担の軽減を図る目的で一段階、二段階、四段階、五段階の中で、いわゆる調整を図ったということでございますが、これは調整方針にも示してあるとおり、１７年度まではこのまま

で、１８年度の新たな介護保険事業計画の時に新しい市としてどういう考え方を示すのか、そうした中で、これを国で示した基準どおりにするのか、或いは又、段階別の、ということを考慮しながらプラス・マイナスの関係は検討すべきということでございます。以上です。

岸部会長： 春日委員、どうぞ。

森吉町春日委員： 今の、鷹巣の担当課長の説明によりますと、１８年度からの保険料についてはその時によって協議して、中味を決めるのだというニュアンスに私は受け取りました。そこが一番肝心なところだと思うんですが、少なくとも他の３町は同じような保険料の設定で、しかも、サービスも同じくやり方をしております。ところが、合併後の、１８年度の見直しの時でないとその調整が図れないとなれば、これは困ったものだなと私は思うのです。たとえばサービスメニューにいたしましても、鷹巣さんは上乘せについて特別なやり方をしておるようですし、そうしたものを含めまして合併してスタートするまでの間にきちんと合意形成しなければ、後に問題残すのではないかなと思うんですが、ぜひ、この統一を図るような専門部会や分科会で検討したものを再度この協議会に提案して、合併前に合意を得るようなかたちにしてもらいたいものだと思います。

岸部会長： 分かりました。合併までにきちんと揃えられるように、直すということでございますので、今、上乘せのことが出ましたが、鷹巣の場合は私も通常の介護保険と同じように、本人一割負担、後は町負担というようなかたちに進めて参りましたが、この度、皆さんには合わせるべく段階的に引き上げることにいたしました。自己負担を引き上げることにいたしました。だから合併までに調整できるのではないかと、いま努力中でございます。他にございませんでしょうか。どうぞ。

合川町小笠原委員： いま上乘せサービスの話が出ましたが、いわゆる給付限度額を超えるサービスを利用した方々へ、鷹巣町さんが独自に別の財源から、今日提出された保険給付費の充用を２７，７５２千円以外のところから支出されている事業をやっているということなんですが、これについてはこの後、又別の機会に提案されることがあるわけですか。

岸部会長： それは、介護保険料の今の中からではございません。一般財源の方からいままでは負担しておりました。ですからそれをできるだけ少なくするべく、いま予算化し、本来上乘せというのは、全額自己負担で行って行かなければなりません。近づけるべく調整しておりますので、合併までにできればやりたいと進めております

が、実際利用されている方が300名ほど、250名ぐらいです。皆さんのところは全額自己負担になっている筈ですので、それに近づけるようにしております。どうぞ。

合川町小笠原委員： それは合併時まで無くするとかということではなくて、合併後も段階的に引き下げていく、合併後も継続するかということですか。鷹巣町だけで。

岸部会長： いや、上乗せ事業は自己負担、皆さんたちのところに合わせるようにしていくということ、今一挙にやることはちょっと出来なくて、段階的にいま一割負担ものを三割、その次は五割と、いう風なカタチで近づけていくと。合併までに近づけていくということです。

合川町小笠原委員： 合併した後は、他の町と同じく、上乗せサービスはやらないということなんですね。

岸部会長： そういう具合にしたいと思っていますのです。いろいろ抵抗があります。いままで慣れてきていることから、なかなか一挙にできないということです。どうぞ他にございませんか。どうぞ、簾内委員さん。

鷹巣町簾内委員： 介護保険で鷹巣だけ攻撃されているような雰囲気ですけど、これが目玉、いま質問出たのも目玉になったのが上乗せ、それから審査会の費用なんですけれど、これは前町長が鷹巣は他のところと違うんだということをPRする、アピールするために、いま審査会の委員の日当に関して、これは一日一杯やる訳でないんです。鷹巣の議会でも6,500円というのは、これ、お医者さんに6,500円というのは失礼でないのかと、全国的にみるとお医者さんの場合、30,000円とか、そういうところもあるんです。6,500円で縛るのはまずいんじゃないかということだったけれど、いや、そういうふうにして一律にして実施するということでした。本来だったら審査の委員の医者の場合安いんです。だけれど了解を得てきたというので、これは他の方より安い訳ですけど、まず、そういう理由です。これをならすのは簡単です。それからもう一つ介護保険の率です。これについても、さっき特別だということで、段階では、一段階と五段階ちょっと違う。これも合わせるのは何も難しくなくて、合併した時合わせるように、ただ、いままで介護保険3年に1回の見直しで実施してただけですので、皆さんが心配するほど鷹巣はこれにこだわるわけでないので、調整は簡単にできると思います。あまり鷹巣の介護保険ことについて心配しないで下さい。大丈夫だと思います。

岸部会長： はい、有難うございました。介護保険の調整骨子につきまして、よろしゅうございますか。それでは無いようでございます。次の方に進めさせていただきます。

岸部会長： それでは、次の協議第30号の消防団の取扱いについて、事務局から説明して下さい。

事務局： それでは、協議第30号の消防団の取扱いについて。調整内容の1が、消防団については合併時に統合する。2が、組織については団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。

次の2頁をお開き下さい。報酬等でございますけれども、1が、報酬については鷹巣町の例による。部長については3万円とする。2が、地域災害、訓練、警戒の出動手当については、1回2千円とする。3が、山岳捜査については山岳救助隊で対応する。4が、その他の手当てについては合併時まで調整する。

それから3頁でございますけれども、調整内容の中の消防団の設置、整備です。消防団の設置、整備については現行のとおり新市に引き継ぐ。

それから4頁の消防団の諸行事については新市において調整を行なう。以上の調整内容でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、どうぞ。

阿仁町菊地委員： 取扱いの内容が分かりましたけど、消防団の定数は現町の定数とするのですか、ということが1点。それから各町村それぞれ定年等もあらうと思いますが、その定年の状態はどのようにするのが2点目です。

岸部会長： よろしいですか、どうぞ。

事務局： 団員の人数についても、専門部会等で話し合いまして、これは同数として考えています。ということは消防の機能において、やはり地域性のこともありますのでスリム化は出来ないという考えでございます。それからもう一つの定年の場合でございますけれども、それぞれ確かにその町で定年が若干違いますので、これはこれから調整が必要だと思います。しかし、それぞれ町の消防の幹部会という組織がありますので、その組織の中の方で検討しなければならないということになりますので、その状況に合わせて、事務局も調整を図っていきたいと思っています。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ、山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： この今日の提案と直接関係あるかどうか分かりませんが、地域にとりましては鷹巣阿仁広域消防署というものがあって各分署ともに大変な地域の防災に対して活動いただいているわけです。その消防組織は、いつの時点で取り上げるのか、新しい市がやろうとしておるのかということを町民の皆さんが心配している訳です。そこで、私たちは現状のままでやっていただけるものと、救急を含めて、そういう風に理解していいのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

岸部会長： 広域の消防につきましては、広域の議会があるわけでございます。これはちょっと合併の問題とは別に考えていただきたいと思うんですが、いま再編につきまして協議なさっていることはご存知だと思いますけれども、簡単に申し上げますと、本署を別に置いて、分署を1つないし3つにするというような考え方で、そして、上小阿仁の方については支所方式といったような形です。広域の議会で、まだはっきりそれはどういう具合のかたちになるのか、場所はそれではどうなるのかといったようなことを、まだ決定されておりませんので、いまちょっとここでははっきり言えないのです。

阿仁町山田(賢)委員： 分かりました。そうすると鷹巣阿仁広域消防署の問題については、広域組合議会で協議を得た後でこの協議会にも持って来るということですか。

岸部会長： そうです。

阿仁町山田(賢)委員： 分かりました。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。春日委員さん。

森吉町春日委員： ただ今の菊地委員の質問、定数と定年についての質問に事務局ではこれから協議して調整していくと、こういう内容ですが、ご承知のように現在各町にそれぞれ各団があるわけですが、定数から、定年から、それから分団の人数、幹部の数まで全部条例で定めているわけです。従いまして、この一つの市に一つの消防団ができるということは当然でございますし、既存の各町の団を支団とすることについても私は賛成です。が、合併時に条例で定められていなければならないわけです。非常勤特別職ですから、消防団員は。それを合併までに調整を図るなんていう

生ぬるいことではだめだと思います。今回提案されましたこの消防団の取扱いについては、側聞するところによると各団の団長たちが集まって協議したという風に聞いていますが、この今回の提案を見ますと、いまの定数、定年だけではなくて、分団の取扱いについても非常にアンバランスがあると思います。たとえば、鷹巣町では一番人数が多い、団員が多いのが45名の分団があります。一番小さいところは25名の分団ですね。合川町さんがこの4町で一番多くて、一番大きい分団が54名の分団、少ないところで14名。森吉町は一番大きいのが45名の分団、少ないのが25名ですが。阿仁町さんの場合は一番大きい分団が25名で、少ない分団が9名というのが二つあります。しかも、この幹部構成見ますと9名の分団員のうち、分団長、副分団長、部長2名、班長2名ですから普通の団員は3名と、これは非常にバランスが悪いわけですね。

いままでもその地域の特性、習性がありまして調整を図ったがなかなかできなくてここまできたと、いうように伺っておりますが、いろいろこの報酬だとか、それから退職した場合の退職金等いろいろ問題がありますし、それから昇格にも係る問題、アンバランスが出ますので、それから合わせて、私が一番最初に申し上げましたように、非常勤特別職であるがゆえに条例に明記しなければならない、こういう重要な規定、早々に調整を図ってこの協議会において決定しないと新市の消防団が発足しないということになりかねないのではないかと思います。そうした面を含めて、事務局並びに専門部会のこれからの協議の方針を伺います。

岸部会長： それでは事務局の方で、お願いします。

事務局： お答えをしたいと思います。この消防団の取扱いにつきましては先ほど春日委員さんの方からお話しがございましたが、各4町の各団長との協議はしております。それで、消防団そのものにつきましては、ご承知のとおり非常に大事な分野の一つでございますので、それぞれの4町の、定数の関係については、現状をもっていきたいというのが基本姿勢でございます。

それと、細かい分野についての調整はなるべく早くというご意見がございました。専門部会といたしましても今後早急に、その点を協議をしたいと考えておりますので、今日の段階は調整内容、お出している調整内容ということでございますが、要請につきましては今後検討いたします。

岸部会長： 報告事項としてくるのは、いつ頃ですか。

事務局： 専門部会の中で調整を早く取りまして、9月の早い時期までには調整を取りた

いと考えております。

岸部会長： 有難うございます。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： いまの専門部会長からの話がありましたが、今回の調整内容、私が指摘した一つも載っていなかったですね。調整内容に載っていないからあえて私申し上げたんですが、何回もいうように条例に明記しなきゃならないということがひとつありますので、早く調整して下さい。団長たちの話し合いは1、2回やったようですが、なかなか突っ込んだ話し合いは無かったように私は聞いています。具体的な分団の取扱い等も含めて、早々に協議して間に合わせて下さい。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。はいどうぞ、清水委員。

鷹巣町清水委員： 消防団には私も4月まで入っておりました関係で、これから協議するための材料として質問したいと思います。今質問されています方は皆、消防人です。菊地さんも、春日さんも、山田さんは大先輩でもう既によくご存知だと思います。いま春日さんから申し上げておりましたこの分団の定数、私これが一番問題だと思います。総体の定数はやっぱり現在の定数をたした定数でもってやるというのが、やっぱり至当だと思います。これは、減員はするべきではない。いま全国の例の中で、合併協でこれを減らせというのがあったということ。これが適当でないということをはっきり出しています。

従いまして、現在の定数をもってその定数にするべきだということは適当だと思います。ただし、分団の定数は、私は25人を欠いた定数はありえないと思っています。これはなんだかという小隊組織ができないということです。いまだこの大会出るのにも全部、分団の単位で出ているので、これで小隊を欠く状態だというのは、よその分団から借りていかなければならないという、非常にうまくないやり方だと思います。従いまして、やっぱりそういう見直しを合併までにやっていただかないとだめだと思います。それからもう一つ、支団長、おそらくこれは副団長になるのでないかなと思いますが、果してこういうことが良いのかどうかということ。それから部長制、これも良いと思います。鷹巣はありません。私は県内の大きな市の組織を全部見たんです。しかしこれは、どれが良いのかということの検討がつきませんでした。ただ、班長と同じ部長の数というのは如何なものかな。分団長があまりにも班が多くて掌握しにくいとすれば、やっぱり調整ということも十分考えられると思いますけれども、班長の数と部長の数が同じだというのは、指揮、命令はどうなるのかという、非常に複雑になってくると思います。勿論、支団長もそうい

うことになるわけですがけれども、私はあんまりこの役付けは、有事の際を考えると多くは必要ないと思います。

ただ、1つの分団に2つの班しかないとか3つの班しかないのに部長が3人もいるなんていうことは、やっぱり私はいいいことではないと思います。こういうことの見直しが必要です。それからもう一つ、待遇の問題です。鷹巣町に並べるということで良いことだと思いますが、この警戒訓練の出動手当てが一律2,000円。これはどういうことなのか、訓練と従事の出勤とは全く違います。消防団員は先ほど春日さんが言ったとおり非常勤の特別職です。しかしながら、この消防という役目が出る場合はただでも出なきゃならない。一般の人でも火事には出なきゃならないという、組織法からいくとそういう義務が負わされております。従って、こういう有事に出る出勤も、お金というのは、私は少なくともいいと思います。ただし、有事のために最大限発揮するために、機械も能力も自分の技術も発揮するための訓練というのは町長が統括してやる訳です。これには相当の手当ては、私は出すべきだと思います。従って、それも2,000円ということはどうも承服できない。これは一日の手間、休んで訓練に出るわけですから。

これは何日もないですよ。春、秋の防火週間のとかですね、或いは協会の主催する訓練大会とか、その一日、一日だけです。そのために訓練するのには出しているところは無いと思います。そういう訓練を重ねて、有事の際に発揮出来る訳ですから、そのための訓練というのはおろそかにすべきでないと思います。

それから、山岳捜査は救助隊で対応すると、これは消防団員が必要でないということなのかどうか。これも非常に問題だと思いますね。隣り近所の人がいなくなったとした場合、これはそこの統括する分団というものは真っ先にこれは出なけりゃならないのです。そして鷹巣の場合は、三日間というものが団長命令で出ることになっています。1分団で足りなければよその分団に応援をかけます。やっぱりこれについては、それ相当の額をみなければならない。鷹巣町の場合はやっと5,000円という額も決めてもらったばかりですがけれども、それがまた、無くなるということ非常に私は寂しいと思います。特にノロ川とかこの山岳捜査なんていうのは、勿論、山岳救助隊は専門の方々でいいわけですがけれども、消防団員は、同じく行動しなければならない訳です。従ってそれ相当の費用は払うべきです。しかも、旅費とか車馬賃、全然無いですよ、特別職でありながら。出初め式その他全部、それが義務だとかこういう風になっているわけで、ボランティアで勿論やっている訳ですからしょうがないわけですがけれども。こういう検討を十分重ねた上で良い結論を出していただきたいと思います。

岸部会長： 有難うございました。いままでの経験を踏まえて、殆ど分科会的なことまで

ご意見いただきました。清水委員の意見を十分に踏まえて報告内容を完結していただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。他にご意見ございませんか。どうぞ、小林委員。

阿仁町小林委員： 消防団の経験者、大先輩、私も25年ほどホースの筒先を担ぎましたのでその観点からお話しします。やっぱりこの機会に組織の再編を絶対やってほしい。例えば鷹巣に部長いなかったんですね。阿仁町では36人もおります。それから班長、鷹巣では61人もおります。矛盾しています。それに末端の分団にいて、鷹巣のいまかつての団長さん、一分団最低25名いなければ消防団機能しない、うちは25名いる分団たった一つしかないんですよ、13分団のうち。そういういろんなもろもろの各町村において特殊な事情ございますけれど、この機会に合併時にやっぱり再編してほしい。それは消防団長が集まって協議したでしょうが、この合併協で強い要望があったということを一つ報告してやっていただきたいと思います。

それからですね、合併の基本的な理念が国の財政の破綻防止、財政のスリム化とすれば、殆ど報酬は鷹巣、一番高いところに合わせている。私意地悪く阿仁町の、しからは分団長、部長、班長について。上がった分だけざっと計算したら1年間で150万プラスなるんです。まず事務局これ試算してみてください。だから私さっき聞いたのは報酬、手当、これから出てきますのでその辺上限、上に合わせたか下に合わせるか、平均値をとるか、鷹巣の一番高いのに合わせることによって、これは一つの前提になっていくのかと、そういう意識もあります。その他の場合はかなり上がるので、財政のスリム化という基本的な理念にもとづいてチェックしてほしいし、そここのところをもう1回検討していただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 鷹巣の広域議会が近いうち開かれるというお話を伺ったわけですが、やっぱり広域消防署の配置の問題、そして又、各旧町の消防団の機器をどうするかということを併せてやっていかなきゃならないと思います。ただ単に人数だけで分団の数が不足だとか多いとかと言っても、わが阿仁町のように地域が細長いところで、集落の点在しているところにおいては、基準だけで処理できない課題もあるということです。しかし、統合できるものは統合した上でやっていくということも考えていかなきゃならないので、鷹巣阿仁部のこの消防体制、防災体制をどうあるべきかと、広域消防署を含めましてきちっと整理した上で、今日、これを決定しなくても、次回にそういうようなものを整理していただけないかと、私は考えま

す。

岸部会長： はい、有難うございました。広域の消防とのからみが非常に強くあると思いますので、当然に広域の議会中でこれは十分審議されるものと思っております。他にご意見ございませんでしょうか。調整方法につきまして、よろしゅうございますか。調整内容は、ここに書かれている以外にもいろいろいまご意見が出ました。それをここに書き入れて調整内容の方向にいたしたいと思います。それでよろしゅうございますか。

（はい、の声あり）

岸部会長： それでは、そのようにさせていただきます。

岸部会長： それでは、次の第31号・行政区の取扱いについて、これを事務局の方から説明して下さい。

事務局： 協議第31号の行政区の取扱いでございます。行政区について、この用語でございますけれども、いわゆる町内会或いは自治会という意味で使われている地域の意味とご理解して頂ければと思います。

ここで記載してありますように行政区は、地域とは関係なく、一定の区域に住む人たちが行政や地域のつながりを保ち安心して暮らせるために、便宜上設けられた住民自治組織の区域ということでございます。この中で同じ同一の行政区が八区域、八種類あります。こういった町内会、自治会の名称は地域の歴史的な面、それから地域性もありますけれども、調整の内容としては、行政区は現行のまま新市に引き継ぐということです。それから、ただし、大規模区域には自治会と協議の上、細分化するということになっています。これはこの中に、約400戸で一つの自治会という風な大規模な区域がございます。それから行政区への職務についても細分化、これも多いために、逆により細分化していかなければいけないといったのもありますので、あくまでも既存の自治会と協議しながら進めていくという格好になります。それから調整内容2つ目ですけれども、行政協力員については新市において委嘱する時に、合川町の区域においても新たに設置するということです。現在、合川町のみが行政区組織が存在しておりませんので、新市以降、その後に速やかに組織を確立させるものです。以上でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ご意見賜りたいと思います。北秋田市と決まった訳ですけれども、それ以降

のことににつきましてどのようにしていくかと、非常にこれも大きな問題であります。  
ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

阿仁町佐藤委員： この資料の中に行政区域について、新市において移行すると、合川町の区域に新たに設置するという風になっておりますが、合川町の場合は行政協力組織がないということのようですが、阿仁町の場合も無いと私はそういう風に思っておりますが、私の方の場合は行政連絡員という組織があるわけですが、内容的に全然違うということであります。そこらへんをどう解釈しておるのか伺いたいと思います。

岸部会長： 事務局で分かりますか。

事務局： 資料の 8 頁に行政協力員の、関係の 4 町の状況について記載しております。確かいま言ったように阿仁町の場合は行政連絡員の職務というようなことであります。それぞれ鷹巣町と森吉町が行政協力員という名称を使っております。阿仁町が連絡員、合川町がなしということですが、いずれこれを行政協力員として統一した形で調整を図っていきたいということでございます。

岸部会長： よろしいですか。他にございませんでしょうか。  
(なしの声あり)

岸部会長： なしと言うことでございます。こういう調整方法でよろしゅうございますか。  
はい、それではそのようにさせていただきます。

岸部会長： それでは続きまして、継続協議となっております 協議第 15 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、これを協議いたしたいと思います。事務局の方から説明して下さい。

事務局： 今日のお手元の資料に、資料ナンバー 1 というのがありますけれども、昨日までの各県内の法定協議会の状況について記載しております。こういう風な状況で特例を使った場合の定数、選挙区の設置の場合、それぞれが記載しておりますので、その他の資料は前に出した資料がありますので、どのような方法でこの三つの中から選択をして、話し合いを進めていくかということをご協議ねがいたいと思います。

岸部会長： それでは、まずその特例の状況についてですが、これは、ベストというのはありません。合併したら即解散、そして、50日以内に選挙するというようなことと、二つ目は定数特例、それから三つ目は在任特例。この3つについてご意見をまずお聞きしたいと思います。ご意見ないでしょうか。はい、どうぞ。

（各町の議会の状況を、という声あり）

岸部会長： そうですね、分かりました。それではまず、各町で議会の全員協議会やその他が開かれているのがありますので、各議長さんから、まず聞きたいと思います。それでは、鷹巣の方から、清水委員さん。

鷹巣町清水委員： 28日に全員協議会を開いております。まず、在任特例について、前の時には大方、約半分以上が在任特例にということで終わっております。いまその報告をこの協議会にしております。今回は、もっと突っ込んで、じゃ、どの程度延ばせばいいのかということまでお話していただきたい、こういうことで議長から話した結果、もう殆ど1年という決まっています。6ヶ月ということもないわけでもないけれども、私はやっぱり首長が決まるのに2ヶ月かかるわけですから、2ヶ月というものは、こういう協議はないと思うんです。従って、あと4ヶ月の中で積み残した問題が決めるかということ、これはやっぱり考え物だなと、こういうことから言って任期は1年、こういう話しで、いいあんばいに皆さん賛成してくれたのです。従って、私は1日の協議会にはそういう報告をするので、それに対してご異議ありませんかと問いましたが、だれ一人異議はありませんでした。全会一致という形で1年ということです。

岸部会長： それでは、鷹巣町の場合は、在任特例で1年ということだそうでございます。森吉の庄司議長さんの方からどうぞ。

森吉町庄司委員： 最初の時にも私申し上げましたが、いろいろと意見があって、即選挙やるという人、又、定数特例や在任特例の適用といろいろあったわけですが、結論としては、前回、申し上げたとおり、森吉は在任特例1年、ということで、前からまったく変わっておりません。

岸部会長： はい、有難うございます。それでは、阿仁町の山田議長さんの方からお願いいたします。

阿仁町山田委員： 阿仁の方も、当初から私が言っているように全然変りありません。在

任特例の最低でも半年は必要だろうと、ということで、あとそれ以上については他の町村と足並みを揃える形でいくということでございます。法定協でのいろんな議論に参加するにつけても、いわゆる調整だとかということ、新市にいつからということもありますので、新しい組織の中で、これからのことを考えれば新しい市の議員としてきちりとした主張なりご意見を述べさせていただきたいと、こういうことでございますので、そういう方向で一つまとめていただければと思っております。以上でございます。

岸部会長： 有難うございました。それでは、合川町の佐藤議長さんをお願いします。

合川町佐藤委員： 合川町では、いままで3回ほど協議会を開いております。それでいろいろ意見もあったわけですが、結論から申しますと、いま皆さんが話ししているように合川町として6ヶ月から1年以内の在任特例をとということで、意見の集約をしたところです。以上です。

岸部会長： 有難うございました。いま、各町の議長さんから報告いただきましたが、いずれも在任特例を適用したいということです。期間については1年ぐらいということでございますも、それでは、委員の皆さんたちからご意見を賜りたいと思います。特に、3号委員の皆さんから賜りたいと思いますが、はい、どうぞ。

森吉町佐藤（金）委員： 定数特例を提案したいと思います。新市に議員が誕生しないかもしれないとか、地域の声が反映しないとか一理もあるわけですが、コスト削減という観点から、2年間の定数特例、これ法定協の資料に配布されておりましたけれども、人数割りということがありまして、鷹巣13人、合川、森吉5人、阿仁3人、計26の法定定数。そういうような提案したいと思います。在任特例を適用した場合はやっぱり議会の肥大化、行政の効率化に相反する訳です。議員の皆さんのための国の優遇措置には住民が納得しないということで、住民の批判がそこにさらされているという感じがする訳です。以上です。

岸部会長： 有難うございます。定数特例を、というご意見でございました。はい、どうぞ。阿仁の佐藤さんから。

阿仁町佐藤（昭）委員： この在任特例に関しましては、私は当初からそれぞれの、町の議会の結論を尊重して議論していきたいと、こういう風に話しております。また、この特例につきましては、合併にあたっての不合理な部分を解消するためのもので

あって、特例の適用には賛成だと、このようにも申し上げております。

ただし、この適用の場合も一般住民の理解が必要であると、つまり大義名分が必要であると、こういう風に申し上げております。又さらに、昨年行なわれました住民アンケートの結果、これも重く受け止めていかなければならないのではないかと、こういう風に申し上げておりますが、以上の要旨に従って発言させていただきたいと思っております。

まず、最初にお伺いしますが、この74名の、議員の在任特例の適用、6ヶ月又は1年の場合の議員の報酬を含めた経費の額は如何ほどになるか。さしつかえなかったらお知らせしていただきたいと思っております。

2点目でございますが、4町の議会では在任特例適用1年といった方向のようでございますが、いま議長さん方の発言によれば定数特例を視野に入れた議論にも伺われるようでございますが、まあ、在任特例だけでなく定数特例も十分議論した中で在任特例適用の結論であったかと、これをもう一度お伺いしたいと思っております。

アンケートの結果につきましては前にも申し上げましたが、合併した場合、新市に対して期待することということで、トップであったのが37.8%で議員、職員の減少等による効率化です。従って、74名の在任延長は議員の報酬が膨らみ、財政の効率化といった本来の合併の理念、趣旨に反するのではないか。これをどのようにして一般住民に理解を求めていくかということ、ここらへんも具体的にお知らせいただければ有難いと思っております。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 重要な議案ですので、この場で決めるのか、意見を出して集約して後で事務局が原案を出すのか、そのこのところによって言い方が違ってきますね。

岸部会長： いや、ここで今日は決定したいと思っております。

（そうですか。の声あり）

岸部会長： それでは、先ほどの佐藤委員さんのご発言でありました、いま6ヶ月或いは1年の時の報酬について、事務局から発表していただきますが、その前に各議長さんから、定数特例の方を考慮しなかったのかということですが、いかがでしょうか。

鷹巣町清水委員： 28日の日は特にそれは考えません。この前の協議会で十分話し合いをしました。

岸部会長： はい、分かりました。他ではそれを考慮しないで、ただ、在任特例だけを出したという風なところはないわけですね。はい、分かりました。それでは、事務局の方から。

事務局： いまのお答えですけれども、試算したのが前にありますけれども、それでいくと、約一年間の場合で約２億です。半年の場合は１億というような試算の数字はあります。

阿仁町山田（博）委員： ２億とはどういうことですか。

事務局： かかり増しの経費ということです。

阿仁町山田（博）委員： その根拠ですよ。だからそれをはっきりしないとえらい誤解を招くから、定数は新市になれば２６人。だけれども定数特例でいくと倍になるわけで、５４人。そのへんのこと単純にあなたたちがその２６という前提の中で、とてつもなく膨らむし、そういうこともある程度、きちっと説明してもらわないと、その住民に対して非常にその突起した印象を与えるから、きちっと分析した資料を出してもらわないと困るんですけれど。しっかり説明して下さい。

岸部会長： 説明して下さい。設置選挙の場合２６名に対して、どのくらい多くなったか或いはその定数特例を使って、その倍の５２名の時よりも、どのくらい多くなるかと、こういう風なことをいまの７４名で半年、或いは１年だとどうなりますか、こういうことでございます。

阿仁町山田（博）委員： 新市なった場合、議員報酬をどこの町の額に設定するかということが出てこないで、平均値だけでも言ったって非常に誤解を招く恐れがあるわけ。だから新市になった場合に、例えばどこに設定するかという、あくまでも出てくる資料はそうでなければならぬはずなんです。貴方達が出してくるものは、分析してこうであればこうだという資料説明をしてもらわないといけません。なんか議員さんだけが特別だとかいう批判を住民に与える恐れがあるので、その辺のところを、きちっと説明をしてご理解いただくようなことにしてもらいたい。

岸部会長： 分かりました。事務局の方で説明して下さい。

事務局： 設置選挙26名で行いますと、いまの報酬の平均をもらおうという意味になりますけども。

岸部会長： 各町のいまのままであればということですね。

事務局： そうしますと、26人ですと、平均の年間報酬が1年間で、約1億200万円になります。

鷹巣町檜森委員： 大きいひとくくりの1億なんぼという話しではないと思うんです。いろんな議員の平均値を一人一人求められていくものだと思います。総くくりの1億、2億というおおざっぱの額でないと思います。もう少し詳細に積み上げたものの結果の1億というのであればわかりますけれども、頭から1億という、過程のない話しはちょっと混乱を招きますので、もう少し丁寧にやって下さい。

事務局： 議員一人当たりの平均年収ということになりますでしょうか。いまの1億200万円ぐらいといったことは、議員一人あたりの年間報酬を393万円と、そうしますと年間の報酬が1億200万円ということになります。

阿仁町山田（博）委員： ちょっと議長いいですか。（議長：「はい、どうぞ。」の声）その年間393万円というのは、その4町村の、議員の報酬の平均値をとったということなのか、そのへんからご説明をしていただきたいということです。だから単純にこうだと、ということになるけれども、さっき話したのは新市になった場合は、果してその平均でいいのかどうかということを、議論してもらわないといけない。さっき議長が話されたこの場で決めるということになれば、いまの鷹巣の報酬を新市の額にするかということでもいいのか、それとも、近隣県内の人口が4万人程度の市を参考にするとか、いろいろあると思います。

岸部会長： あのですね、いま在任特例の話をしている訳です。

（会場の中でいろいろ発言あるも、聴き取り困難）

阿仁町山田（賢）： あんまり面倒くさい方程式でなく、簡単に言えば74人の人が1年間延長すればこれだけの経費がかかりますと、それが来年の4月になってただちに選挙やって26人になった場合は、1年間にこのぐらいの経費がかかりますという風に説明していただければいいですよ。

岸部会長： だから、そのように説明しているところです。

ここで、１０分、休憩いたします。５５分まで。（午後３時４５分）

（午後３時５５分再開）

岸部会長： 再開します。事務局どうぞ。

事務局： 計算した資料、残念ながらございません。財政シミュレーションの時に使った数字は上限というかたちで一番財政負担かかればどうなるのかということを計算した数字はございますので、ちょっとそれだけ発表させていただきます。

年間報酬、全部鷹巣に合わせますという意味でございますけれども、年間報酬で原則２６人の議員さんの場合は１年間で１億３８４万１千円。在任特例を１年間使った場合は、２億９，４０５万円。在任６ヶ月を使った場合は１億９，８３２万４千円、という数字をシミュレーションのときに使わせていただきました。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田（博）委員： その在任の２億９千なにがしというのは、これは各町村の議員の積算でこういうことか、それとも鷹巣の例であるということか。

事務局： すべて鷹巣町の例でございまして、いまの議員さんのままで何ヶ月でいくか、という形で計算してございません。申し訳ございません。

岸部会長： いまの説明、いろいろご意見あると思いますけれども、いまの数字の発表についてご意見賜りたいと思います。はい、どうぞ。

阿仁町山田（博）： そうすると、今日、さっき議長お話しされたように、今日ここで決めたいということになりますと、この数字は、あくまでも高いところに合わせたという前提でまず積算されています。そうすると、まず約２億弱ですけども、１年にした場合に経費がかかりますということになるので、やっぱり全体の議論としてですね、この報酬の問題はまだ全然、この場で議論されておらない訳です。ですから、どういう前提条件の積み上げをしたかはっきりしないと、３号委員、そして町民全体の人方が高いのではないかという印象を与えるということを考慮しなければならないと思います。これを決める場合の一つ前提条件としてこれを考慮していただきたいなと思うのは、この合併の特例の関係で来年の３月にまでであっ

たのが、3月31日までに合意形成なされて調印ができていれば1年延びてもいいことに、こういうことになっています。基本的に申し上げれば17年の前提でもの進めるわけですが、これから先、順調にいったらいいけれども、でないとするば、その時点でこの先1年間ということじゃなくて、やっぱり任期としては平成18年の3月までとする特例としてここで認めてもらうという確認をする必要があるんじゃないかなと思います。

岸部会長： 分かりました。在任特例を使うんだけれども、合併するのは17年の4月、或いはちょっと2,3ヶ月は延びるかもしれないけれども在任の期限は18年の3月までという山田さんのご意見です。  
先ほど数字の件よろしいですか。はい、どうぞ。小林委員。

阿仁町小林委員： 単純な算術で、いま、来年1年で2億9千4百何万、半年で1億9千、単純にいったら半年で1億9千であったら1年なら倍すればいいから3億8千万ぐらいなるんですね。半年なぜこんなに高いのか。説明して下さい。

岸部会長： 事務局で説明して下さい。

事務局： 期末手当とかそういうのが違いますので、ズレております。

岸部会長： お分かりになりましたですか。

阿仁町小林委員： 期末手当、たしか6ヶ月の場合はたしか9月か10月で終るでしょう。そんなに手当て出ないと思いますけれども、12月の手当てなんか入ったらそちらの方がこんなに違うんですか。後で結構ですから、ただ、半年で1億9千万、1年で2億9千万、単純にいったら1億9千万の1年と言えば倍、出てくるのが普通だと思いますけれど、半年はちょっとかかりすぎでないかという感じです。

岸部会長： はい、どうぞ、山田委員さん。

阿仁町山田（賢）委員： どうも委員の歳費だけの問題に集中して議論されていますが、私は、なぜこのお互いに行政の持っていく行き先が違う4町村がまとまった場合に、新しい市を作る場合に、議会の果たす役割はどういうことか考えるんです。これまでの協議の中においても殆どは条例、規則で新しい市が構成されてから決定されるもんだと思います。従いまして、あまりその議員の歳費どうのこうのということで

なく、何のために議員の在任特例を１年間延ばしてやらなければならないかということをはっきりと住民に説明をして、そして理解をいただくような方向にもっていかなければ、逆に又、議会議員ばかり、自分達の身分だけ守るために法定協議会でもの決めたなんて言われたくないから、ひとつ、議長には住民に対する説明を十分にさせていただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。先ほどのご意見では合併する一番のメリットは、経費の節減である、従って議員の報酬、任期を延長にすることによってどのくらい差があるか、というようなことを発表しろというようなことから始まった訳なんですね。だけれども、そうじゃないんだと、それはまず二の次であって、なぜその議員が在任しなければならないかということは最もでございます。

はい、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 非常にまとまりにくい話しになってきたので、まとめの提案したいと思います。在任特例を適用するというのは、４町の議長の話しであります。従って在任特例は適用する。そして、期間は１年。そして、議員の定数については先ほど佐藤さんから出ましたが、２６名。そして、報酬についてはいろいろ問題あるようですので、阿仁町は阿仁町の報酬のまま据え置きで１年間。森吉は森吉、合川は合川。どのくらいになるか私分かりませんが、それを１年間持ち寄るというか、続けるという格好で出来ればまとめられないのかな、そしてその理由付けですけど、在任特例の１年間町民にということですけど、町から市になるにあたって５０日以内の選挙となると、多分市長選挙は５月中旬、連休明けになるかもしれません。そうしてその後、準備していく期間が必要ですし、鷹巣の人、森吉、阿仁もそうですけれどあらためて選挙で２６人決めるにあたっては、それぞれの地域の事情何もわからない、よく分からないまま、走って歩くとすれば明日から選挙運動しなければだめなんです、いう格好になります。ですからやっぱり、各地区を知るためにも７４名の議員と１年間席を共にしてお互いの事情を知り合う、そうやって各地区の事情を知った上で選挙に出るという格好でいくと、すぐ３号委員とか、町民、どうのこうのというので町政に媚をうる議員が増えてくる。従って私は在任特例適用、期間は１年、定数は２６人、報酬はいまのままの報酬を引き継ぐ、という格好でやると決まりやすいと思うので、このことを提案したいと思います。

岸部会長： かなり具体的な提案が出ました。ご意見賜りたいと思います。

阿仁町山田（賢）委員： いまの提案、大筋においては私は了承したいと思います。ただ、

議員の歳費が各町村まちまちでは、我々に議員活動をやれということに対しては、阿仁町が一番安く、鷹巣が一番高いようで、平均してお宅の方はいくらか下がるとか、阿仁町は少し上がるとか、そこはやはり同じ市内において議員の歳費がまちまちだというようなことは、私はいけないんじゃないのかなと、こう思いますので、出来得るならば市になった場合には全部同じ、高い方に統一して下さいと私申し上げます。低い方に統一するという気持ちをもって、財政の軽減をすることも一つの方法だと思いますので、その点だけ若干異議を申します。

岸部会長： はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 私は、在任特例に賛成をします。なぜかと言うと、まだ新市の準備をしているわけですけど、まだ赤子の状態でまだまだ詰めなければならぬ問題が沢山あると思います。今日おいでの議員の皆さん方は選挙を通じて大変難儀して出ているんです。住民の声というけれども、どのぐらいあると思うんです。住民のことを考えながら、それでいま、いろんな42項目を決めていく訳ですけど、これで果して皆さんお分かりになりますか。このあとに魂を入れて、丈夫な子供に育てていただくのが私は今回のいま一生懸命頑張っている議員さんの役割だと思うんです。

山田さんが、言ったように金銭の問題じゃないんです。それで、4町の議員さん方が集まって喧喧諤諤としたことを、1年間見定めて、住民は批判をする。良いことには喝采を送るという感情をむきだしにするというのが、私は住民の責務でもあると思います。この産業のないこの地域で今後10年間どういう積み重ねをして、そのあとの20年後にどういう町を迎えるかなと変な大きな1年間にしていなければ大変有難いと思います。そのために選挙人ももっと厳しい目で見て、激論を戦わして議員として住民にお届けするというのが、我々の責任ではないかと思うんです。以上です。

岸部会長： 有難うございました。菊地さん、どうぞ。

阿仁町菊地委員： いま鷹巣町の商工会の檜森さんが言ったような事実は、私もいまの議員たちが新しい町の条例とcaつくるべきだと思いますし、当然必要だと思います。ただ、在任特例をやりたいという各議会の意向と、その6ヶ月とか1年というような町があるわけですけど、私は住民感情からいって、1年というものは財政上長いのではないかと思います。

そういう意味からしても6ヶ月というのがあるわけですけど、日にちを定めてやは

り3回議会をやるというならば、新市になって4月1日に合併し、50日以内に市長を定めれば、4月中に第1回目の議会の召集、そして6月に2回目の議会を開く。そして、9月に3回目とともっていくと、10月末日を期限とした在任特例は住民にも良いし、議会も3回の定例議会やれるというようなことで、私は非常に良いと思います。そういう意味で10月の30日を在任特例期限というような提案をすれば、住民の理解も得られるのではないかと思います。

岸部会長： はい、有難うございました。森吉の委員さんの方からどうでしょう。

森吉町畠山委員： 重複するかもしれませんがひとこと言わせて下さい。私も3号委員ですけれども、議員の全体会で話し合ったことを出せと言われればそれはやはり同然在任になるとのは当たり前と思うし、ただそうすると、果して合併の審議が住民のための合併か、いかに合併するかということになってしまう。これは6ヶ月にしる1年にしろ、そんなに審議できるものだとも思わない。しかも74人もの大人数で果してものが決まるかどうか、そういうことを思っております。ただ、最後に決めたことには、これは私も同意しますけれど、やはり住民の納得が得られるような私らも説明しなければならないし、そう意味では金はかかっても議員の質といいますか、だから何ヶ月かかってもでもいいからそことで批判もしながら、いろんなことを言いながら、出すものは出しながら議員のレベルを高めてもらえるのであれば、多少1億、2億かかってもいいんじゃないかというような気持ちであります。

岸部会長： はい、有難うございました。他にご意見ございませんか。

阿仁町菊地委員： 私も、今日決めるということですから、殆ど議会の在任特例の期間だと思うし、だから6ヶ月から1年という設定のようだけれど、そのへんで調整するのが一番良いと思いますので、皆さんの意見を聞いたらどうですか。

岸部会長： はい、佐藤さん、どうぞ。

阿仁町佐藤委員： 会長さんから冒頭に今日決定したいということでありましたが、1年の在任の件で、4町がようやく今日テーブルについたと思います。そういう状況の中で、やはり議論も深まっていないと私は思っております。従って、次回この42号の協議案件に地域審議会の案が載っておりますので、これを含めて次回もう1回議論重ねてまとめをするといった方がよいのではないのではないのでしょうか、なんとなく中途半端な感じがいたします。

岸部会長： 分かりました。これまで時間をかけてきたつもりでしたけれども、いまの佐藤委員さんのご意見は、継続審議にしたかどうかという風なことでした。如何でしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 僕は、前前回は発言していることですが、その議論というのは、回を重ねたからと言って、まあ新しい議論が出てくるというのではないと思うんです。要するに殆ど同じ議論の中ですので、やはり前に進めていくということであれば、この場でひとつ決めてもらいたいということです。それでやっぱり先ほども申し上げましたように、ここで在任特例を主張します。なぜ固執するかと言うと、新しい市をつくっていくということは、議員はもちろんですけども、新市の住民皆の責任だと思うんですよ。議会が大所帯になるとかという話ですけど、これ大変乱暴な発言になるかも知れないですが、やっぱり議会を百ヶ日でもやればいいことですよ。関心のある住民に全部傍聴していただいて、自分方がどういう市を、議会がどういう市をつくるのかという直接参加する形の中で、当然いままでもそうですけれども、議員も責任のある議論をして、この人は新市の議員として必要なんだということを市民が見届けるといっても、僕はその是非の一年と言わなければならないかな、切磋琢磨した議論をしながら新市に向けた取り組みをしていくということが我々の責務だと思います。繰り返しですけども、今日この場で決めてもらいたいと思います。

岸部会長： はい、有難うございます。継続にするべきという意見と、それからできれば今決めた方がよいという意見があります。時間があります。もう少し議論してみましよう。はい、どうぞ。

合川町成田委員： 各町村の状況を見ますと殆ど在任特例というのが、大半です。しかしながら、一般の世論から出ているのはそれに対する反対意見というのがいろいろなかたちで出ています。特に住民投票条例を作ってもやれというような動きもあります。なぜ一般から在任特例に対して批判があるのか、各町村の議長さんからいろいろな話がありましたが、おそろくこの議会でもいま議長がたから話されたような内容でやはり在任特例を適用すべきだと、いうことで推移していると思います。しかしながら一般の世論からいとなかなか理解が出来ない。なぜ、そうなるのか、というところで先回は私は、首長は一発で、改選になるのだから、やはりそれをバックアップする議会というものもやっぱり一つのけじめをつけるべきじゃないかということです。しかしながら各町村のいろんな事情があるので、できれば

定数特例を使っの小選挙区はどうかという提案を申し上げたわけです。

そういうことで、いまの流れから言いますと、この合併協も在任特例という形になるとは思いますが、先ほど阿仁の山田議長さんから話がありましたように、金の問題と言うなと言われますけれども、みんな引っかかっているのは金の問題なんです。各議会の議長さん方をお願いしたいのは、各町村の議会みな違いますけれども、やはり議員報酬をどういう形で出していくのか、安いところに基づくのかそれとも高いところに基づくか、そうじゃなくて平均となるのか。やはり、もうちょっと詰めて町民の皆さま方に理解を得れるような対応をしていただきたい。現在の提案で、私としては、ちょっと皆さん方の議論では説得力が無いんじゃないかなと感じております。

岸部会長： はい、簾内委員、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 私は最初に提案したとおりの考え方なんですけれど、いま町民の理解がどうか、特に3号委員の方を中心にしてそういう話しが出る訳です。この合併に関して、私は仲間と共に町を相当何箇所も、30箇所近くも議会報告ということで合併にだけ焦点を当てて歩きました。でも、いま合川の成田さんが話すように絶対反対だと言う人は殆ど無いです。殆どの方が話しているうちに理解してもらえます。それから、鷹巣には「合併を考える会」という考えない会がありますけれど、その人たちは合併に批判的で、町としても歳入だけでなく歳出と合わせて考えなさいということを言われております。

私たちは合併はこういう風にして、こういうことだということで、議員の報酬に関しても殆どのところで話していますけれど、町民、町民というけれど、本当に町民というのは非常に声なき声ということで、私らは殆どあちこち歩いているが、合川とか森吉は歩いていないのでこれはわからない。鷹巣はあちこち歩いていて私らの説明会に来ていろんな事を質問されて、それに対して答えているので、殆どの方が納得してもらえます。ですから、私たちは、町民が納得しないということが見えてこないのです。

私は小さな集落へも行って、大体千人近くになると思います。私の報告会にここに、鷹巣町の3号委員がいますけれど、一人は来たことはありますけれども、後の方は来ていません。ですから議員の限界というのは町民の理解を得るということで、かなり努力して、各地の集会所の使用料は3千とか5千円、それを払って歩いて、少なくとも約千人近くを目標に説明会を開いて、そこでは納得してもらおう。だけれど、他の方の言うには町民は納得しない、町民の大多数と言うんです。非常にそこら付近が難しい。そういう努力をして、説明しても尚且つ反対の人もいます。これは

考え方の相違で、何もかにも一致するということは無理です。ですから、この合併について、在任特例については最初にかえて、2回休んでさらに今日決めましょうということです、私は多少のことはあってもそろそろ決める時ではないのかな、そう思っております。ですから、できるだけのことをしているという人もいます。ただ、何も報告会もしない、町民に知らせる手段を講じていない、それで町民がどうのこうのと言うのとは違いますよ。そういう手立てを踏んでいるということも踏まえてもらいたい、そういうことです。以上です。

岸部会長： はい。他にご意見ございませんか。どうぞ、忌憚のないご意見をお願いします。

合川町小笠原委員： 私は最初、新しい市になった時には26人の法定定数の一発でほしいという考え方だったんですけども、この合併協議会に参加して、何回かなるわけなんですけれども、やはり先送りの議題がかなりあるということの状況、それとあと、これからいろいろ出てくると思うんですけども、財政効率だけで考えられないものもあると思うんですよ。そういう面でこの議員の定数に関しては財政効率の問題を抜きにして、やはり良い方法ということではないかなというふうな感じがしております。

各町の議員さんも全てのことを皆さんが住民の批判を受けることを覚悟して、あえてその在任特例を選択するというのはやはりそれなりの新しい市を考える、良くしていくためにはそれなりの覚悟で臨むと、いくら批判されてもやらなければならないんだ、ということでの結論だと思うんです。ですから、私はそういったことを、住民の代表の側から、やはりまわりの方々がその巨大議会というのに対して批判があるということで発言しているんですけども、私は議員さんの方々のそういった意見も又尊重したいと思います。

岸部会長： 有難うございました。他にございませんか。はい、どうぞ。

合川町鈴木委員： 私は以前この件について、民意も考慮し合併の本旨に沿って在任反対の意見を発言しましたがけれども、時間を経て協議事項の調整の方針に新市において条例化又はいろんな策定される事項など、議員の皆さんの今までの意見を尊重したいと思います。議員の皆さんに期待して、在任を受け入れて、協議する案件も多いことですので期間は一年とし、その後行われる選挙の際には旧町のやはり議員さんたちにも立ってもらいたいと思いますので、小選挙区制を取り入れていただきたい。こういう気持ちであります。

岸部会長： 有難うございました。はい、どうぞ、三杉委員さん。

阿仁町三杉委員： 前回２回ほどお話ししたことが新聞等に載りまして、いろいろと賛成やら、ご批判などをいただいております。お話を聞きながら、もう在任の方に傾いているなという気持ちはしております。ただ、そうなった時でも、議員さんの皆さんには、是非、私たちの代表という強い意識をお持ちいただきまして、先ほど簾内さんのお話にありましたように、やはり皆に納得してもらう方策、そういうことを是非、新しい市になっても続けてもらいたいということと、私は去年から議会を傍聴に行っております。そうしますと、実際議員さん、一般質問の時だけしか行っておりませんので、議員さんの本当の姿というものがまだ見えないでおります。それで実際に皆さんはお集まりになってどんな話し合いをしているのかな、実際何日ぐらいの話し合いがもたれているものかな、そんなこともちょっと疑問に持ちながら考えております。先送りの議題が沢山ありますので、是非、日数にこだわらないで、できるだけお集まりになって頑張っていただければ大変有難いと、こんな思いをしております。以上でございます。

岸部会長： 有難うございました。他にご意見ありませんか。はい、佐藤委員さん。

阿仁町佐藤委員： いま合川さんから発言あった中で、在任適用その後小選挙区を設けてということではありますが、これ出来る訳ですか。いまの定数特例の中で。

(「出来ますか」「できます」「そうですか」等の声あり。)

岸部会長： 他にご意見ないでしょうか。はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 大体そろそろ縁も結ぶところまできているのではないかと思います。ちょうど縁も結ぶ目のいいところで良縁になるようなことを期待しまして、会長さんに、議長さんに方向の問いかけをしていただきたいと思いますのですが、如何でしょうか。

岸部会長： そのつもりです。いずれここで皆さんたちで決めるんです。自分として意見が決まっていないという方がおりましたら、おしゃって下さい。はい、どうぞ。

森吉町畠山委員： もう１回確認です。３号委員の方もかなり在任という風なことでは覚

悟しているようですけれど、私も小笠原さんと同じで最初はもう、やっぱり住民というサイドから立つとそういう考えでしたけれども、ここへ来て本当に、特に右側の阿仁町のご三方や、やっぱり私の方の春日さんやら、非常に毎日も質問されている姿に接しまして、非常に議員さんは大変なもんだなと、そして合併はゴールでなくてスタートですから、それからあと、議員さんになられる方は大変な思いをするだろうなということで、最初は町長が代わることに比べれば議員が変わることはなんら住民はそんなに考えていないんだなという風な思いでありましたけれども、いやいや、やはり最終的に議員を選ぶのは住民ですし、そういう意味ではお金のこともまあ、多少あるけれども、定数が少なくて期間が短くてという条件つきで再選の決意で新しい市政に臨んでくれる議員さんが出るのであれば、私は、在任の方に手を挙げたいと思います。

岸部会長： 分かりました。他に在任特例に関するご意見、皆さん自分でご意見をもうお持ちになりましたですね。それじゃ、もうひとつ私の方からお聞きしたいんですけども、この在任特例に議員報酬を絡めるのかどうか、それに対するご意見を賜りたいです。先ほど少し出たんでございますけれども、はい、清水委員さん。

鷹巣町清水委員： 28日の鷹巣町の、議員の協議会の中ではっきり報酬の問題が出まして、これは先ほど2億円という、私も2億円の経費の掛かり増しになるという話だったら、2億円の根拠、ちょっとわかりませんが、おそらく26人でいいものを74人になるので、1年間にはその差が2億円だと、単純にこういう話をしたが、なんか平均した金額でというようなことを前に話した経緯があるというようなことだと、そういうことだろうと、私はそう考えておったし、先ほど、どなたさんが申しあげましたように、それぞれ今の報酬をそのまま1年間踏襲するという話も出ました。私はそれが可能かどうかということを非常に疑問に思っておった訳ですが、実は、在任特例の一年間はそれでもいいということのようでしたので、その辺のところを話し合った結果、鷹巣の議会では、今のままの報酬で1年間はいだろうということで集約を得ました。

岸部会長： はい、有難うございました。他にご意見ございませんか。小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁町議会では、もう先般以来在任特例が決まっておりましたので、私の個人的な意見としましては、各町村別の報酬のまま6ヶ月の在任特例ということとです。以上です。

岸部会長： 報酬は今のままでという話しですね。それぞれの町村の、今の報酬のままで。他にご意見ございますか。議員報酬に関して。

阿仁町山田（賢）委員： これは議員報酬というのは、私から申し上げるまでもなく、生活給でも何でもありません。議員の活動費ですから、ひとつの市になったならば、市会議員は平等に政治活動しなきゃならないと思うんです。それが、合併するためにその旧町村の報酬で支給するなんていうような決め方は、私は間違っていると思うんです。従いまして、これはこの場で鷹巣町さんの場合は議会でそういう話しされたそうだけれども、経費の節減とするならば、一番安いところに合わせるとか、そういう風にやはり統一したものでやるべきと思います。この問題については、4人の町長さんが、よくひとつ、その辺の事情を検討した上で、議会の協議会で新しい市になった場合、こういう風な方向でいきたいとかの提案をしていただければ、有難いと思います。

岸部会長： 分かりました。今の事に関して、他にどうぞ。

鷹巣町檜森委員： 自分で自分の報酬決めるというのは難しいと思います。私も社長けれどもなかなか自分の報酬は決められません。提案ですが、議員の報酬に関する審議会とか何か、新市になってから設けていただいて、その中で決めさせていただいた方が良いでしょう。議員の皆さんがこんなに難儀したほかに、尚且つ報酬を決めるとなれば、風あたりが強くなりますので、その辺に委ねるということを提案したいと思います。

岸部会長： それでよろしいですか。新しい議員でと言っても、いわゆる在任特例なると、今の議員さんたちで決める、74人で決めるということになるわけです。

鷹巣町檜森委員： 案というものを審議会みたいなものを構成をして、お決めになって如何ですか。

岸部会長： 74人の新しい方で、新しいと言っても今の方たちですよ、ということです。

鷹巣町檜森委員： そうです。最終的には議員がお決めになるんですから。

岸部会長： 決めるのは、そうじゃなくて、委員というのがあります。委員報酬の審議委員というのがいるでしょう、特別職の。その中で決める、提案して認められるがど

うかということなると思うんですが、かなり時間がかかりますね、決まるまでは。よろしいですか。そういう風なやり方で。もう市になってしまってからということではその間は今までどおりということですか。決まるまではいままでどおり。いままでの各町村のそのままで。如何でしょうか。議員報酬というのは、町民から選ばれて方たちが、審議する訳ですね、そしてそれを議会に上げていい悪いを決めるという方式です。これは市長、その時に決めるという風なことですか。それまでは、念を押すますと、今の各町の額のままでいい、いうのでよろしいですか。分かりました。それでは、まず報酬については新市になるまでは今のままで、あとは在任特例の期間を決めればいいんだという風なことになりました。それでは、在任期間について、6ヶ月という意見、それから10月31日までという意見、それからもう1つは1年という、3つの意見が出ています。その他にございませんね。じゃ、この3つの意見について意見をお聞きしたいと思います。

（採決で、の声）

採決でいいですか。できればね、全会一致にしていきたいですけども。ちょっと、それでは休憩していただきまして、4町長さんに、ご相談したいと思います。よろしいですか。

（はい、の声）

10分ほど、お願いします。

岸部会長： 着席お願いしたいと思います。どうぞ。

一応、4町長たちの意見がまとまりました。しかし、これの賛否につきまして、皆さんたちにお諮りをしたいんですが、どういう方法で皆さんの意見を聞いたらよろしいでしょうか。意思表示をしていただいたらよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

鷹巣町清水委員：

岸部会長： はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 4町長さんで協議をなさったものを、具体的にお出しになってそれに賛否をとったら如何でしょうか。

岸部会長： その方法を聞いているんです。

鷹巣町檜森委員： それは、議長の方からご提案していただければいいと思います。

岸部会長： いや、それ挙手だとか。いろいろあるでしょう。

鷹巣町檜森委員： 挙手で結構だと思います。

岸部会長： 他に。挙手でいいということですか。よろしいですか、それで。異論がありませんか。

（はい、異議なし、の声）

岸部会長： それでは、4町長たちが協議したのを提案いたします。4町長はですね、報酬につきましては、先ほど決まったとおりです。任期は在任特例を適用して、1年という事に決まりました。これに反対の方、挙手を願います。

はい、6名の方でございます。

そうしますと、多数の意見というようなことで、1年在任でよろしゅうございますね。

（はい、の声）

岸部会長： じゃ、そのように決定いたします。在任特例は1年ということであります。

岸部会長： それでは、次に議員定数ですね。先ほど簾内委員の方から法定で決められている26人でいいということですが、ご意見がありますか。

（なし、の声）

岸部会長： 有難うございます。それでは、26人ということに決定いたします。それから、選挙区の設置の可否については如何でしょうか。選挙区の設置、例えばこれまで、定員26人では、鷹巣町は13人、合川町5人、森吉町5人、阿仁町3人という具合になるわけですが、これは人口比でございます。それでよろしいですか。

はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： これ一回だけでしょ。定数特例、選挙区を設けるのは。

岸部会長： ちょっとすいません。

事務局： 選挙区を何期設けるかにつきましても、自由でございますので、在任特例、今決まりましたので、次に選挙区と言うことですから在任特例後ですので、今決

めるというのもひとつの方法でございますし、又、新市になって、1年間の間でじっくり話し合いながら、選挙をどうやるかと決めるのもひとつの方法でございます。いずれ、選挙区につきましても1回に限ることなく、設置することが可能であります。以上でございます。

岸部会長： それは、その都度決めていくというのではなく、永久のものをいま決める訳ですか。

事務局： 結局、選挙区を設けてもその後に選挙区を廃止することもできますので、それは一回限りに設けると決めることも出来ますし、ただ設けるだけで、後に又廃止するやり方も出来るということでございます。

岸部会長： そういうことです。ご意見、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： その選挙区設けるか設けないかということは、新しい市になってから十分に議会において議論して、その方向を考えていただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。今のご意見で反対の意見ありましたら。  
(なし、の声)

岸部会長： 分かりました。それじゃ、そのようにしたいと思います。選挙区につきましては、新市になってからということでございます。  
ひとつ申し上げますと、在任特例1年というのは、平成17年4月に合併してということでございますので、そこを良く覚えていて下さい。

岸部会長： それでは、次に次回の議案につきまして、事務局から、どうぞ。

事務局： 今日、配布しております別冊の協議第32号から44号の提案の資料をご覧になって下さるようお願いしたいと思います。

協議第32号の水道事業の取扱いについて、でございます。(1)これは上水道関係、その中で簡易水道、小規模水道では、調整内容については一番目から五番目まで、これについて調整内容ということにしております。

続いて、5頁の水道事業の取扱いについて、(2)となります。これは下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽含む関連事業です。これについてもご覧のとおり1から6までの調整内容を載せております。

続いて、協議第 33 号の広報広聴について、でございます。その 1 頁、調整内容は新市において、広報紙を毎月 1 回とし、16 日に発行する。ただし、創刊号は、合併後速やかに行うので、月 2 回ということであります。それから、2 頁にはホームページの公開、それから町勢要覧、その他広報広聴について、調整内容としては、1 番目から 3 番目まで載せております。

続いて、34 号の姉妹都市・国際交流事業でございます。この 1 頁の中に調整内容が友好都市、国際交流、地域間交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、事業内容等については、新市において調整を図るというものでございます。

次に、協議第 35 号の商工、観光関係事業でございます。1 頁には、調整内容といったしまして、1 番目から 6 番目まで載せております。

それから、協議第 36 号の地域振興事業について、でございます。1 頁に調整内容といったしまして、新市において、総合発展計画を策定する。2 頁が新市において過疎地域自立促進計画を策定する。3 頁が新市において、辺地総合整備計画を策定するという風になっております。

続いて、協議第 37 号の納税関係について、でございます。1 頁の調整内容でございますけれども、納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。2 頁が納税貯蓄組合関係の取扱いについては、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。二番目が納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。というのが調整内容です。3 頁が申告の会場について、それから、口座振替についてを、載せております。4 頁でございますけれども、郵便の振替え、それから、督促について新市にという形の調整内容でございます。

続いて、協議第 38 号関係の交通関係事業について、でございます。1 頁の調整内容でございますけれども、公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容でございます。そのあとは、資料等を掲載しております。

続いて、協議第 39 号 消防防災事業について、でございます。1 頁には 1、2 の調整内容項目、自主防災組織、それから、防災行政無線関係を載せております。それから 2 頁については、地域防災計画・水防計画、これについて 1、2 というふうなかたちで載せております。3 頁は水防協議会・防災会議について、でございます。調整内容が 1、2 に載せております。4 頁は防災対策本部、調整内容については、災害対策本部については、合併時に新たに設置するというような調整内容でございます。

続いて、協議第 40 号の生活環境事業について、でございます。1 頁には、廃棄物減量等推進審議会、一般廃棄物処理実施計画に関係して、調整内容を 1 番から 3 番

まで載せております。あと2頁以降はそれぞれの項目ごとに各種分別回収事業から一般廃棄物関係それぞれ項目を載せております。

17頁以降に、協議第41号の電算システム事業について、項目が住民情報、税ということで、調整の内容については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に住民情報系システム及び内部情報系システムを統合し、合併関係町間をネットワーク化する。ただし、個別システムについては、新市において調整するという調整内容です。

協議第42号の地域審議会でございます。1頁の地域審議会、地域自治区、合併特例区、これに関しては、地域審議会、地域自治区、合併特例区は、新市において設置しないものとする。

協議第43号の町名、字名の取扱いでございます。調整内容については、町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ、いう風な調整内容でございます。

協議第44号でございます。新市のまちづくり計画の関係でございます。これについて、若干、詳しく説明したいと思います。

事務局： それでは、協議第44号の新市まちづくり計画についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧くださいと思いますが、本計画の名称を「新市まちづくり計画」としておりまして、本計画は今年1月に策定いたしました新市将来構想を実現するために示して、これを取りまとめたものということでございます。

目次がありますが、第1章から第9章までということで、掲載してございます。1頁でございますが、第1章に合併の必要性として、日常生活圏の拡大、地方分権の進展、行財政基盤の強化。2頁には少子高齢化、住民ニーズ多様化への対応について記載してございます。3頁には2の計画の策定方式を記載してございます。

趣旨としまして、4町の速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとしておりまして、(2)については構成を記載してございます。

(3)の計画の期間としましては、平成17年度から平成26年度までの10年間ということにしております。

4頁の第2章から第5章については、新市将来構想等同様の内容になってございます。4頁の、2章の新市の概況につきまして立地及び自然条件。5頁から6頁にかけてまして、人口、世帯。7頁から8頁にかけて産業のこれまでの推移について掲載してございます。

また9頁の、第3章の主要指標の見通しとしましては、人口や世帯等について記載しております。

岸部会長： ご説明有難い訳ですけど、目次だけで分かりますので、何かポイントがあり

ましたら、その項目について説明してください。

事務局： はい、それでは、2章から5章につきましては、飛ばさせていただきます。

それでは23頁をご覧くださいと思います。23頁には施策の体系を示してございます。新市将来構想としている自然と人が調和し、活気とぬくもりのある交流都市を実現するため3つの活動と、さらにそれを具体化するためには8つの施策及び部門別の施策の体系として載せてございます。それらに新市まちづくりとして4つのプロジェクトを示しておりまして、これをそれぞれの部門ごとに掲載してございます。

農林業の施策につきましては、前に資料として独立したものがございますが、これに手を加えての内容ということになってございます。

最後に、54頁の次でございますが、名称入っていないわけなんです、第7章としまして、新市における秋田県事業の推進ということで予定してございます。県事業につきましては、現在、県と協議中でありまして、県との協議が整い次第、ご提出するということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、次に58頁の第9章、財政計画について、ご説明したいと思います。財政計画につきましては、新市まちづくり計画の策定期間である新市施行後10年間の財政運営の指針として、普通会計ベースで策定しているということでございます。策定にあたっては、歳入、歳出の、現状の個々の推移に加え、合併に伴うスケールメリットによる経費節減や合併後の新市と一体性を保つため必要な経費等を反映させるとともに、国、県の合併に関しての財政措置等を勘案しています。

予算額は、10年間で約1,920億という風に予定してございます。項目別の概要につきましては、歳入の地方税につきましては、町民税は15歳から64歳の増減率を考慮して推計しておりまして、その他の税は16年度の見込み等を基準に17年度以降横ばいで推計してございます。

又、地方交付税につきましては、普通交付税は人口減少等を考慮しまして、平成15年度交付額に対しまして、10年で3割削減ということで推計してございます。

又、合併特例債の発行に関する普通交付税算入分を計上するとともに、合併後臨時的経費に対する財政措置を平成17年度から5年間で4億6,500万円を計上してございます。

又、特別交付税については、普通交付税と同様に推計してございますが、さらに市町村合併に関する特別措置交付税分として、17年度から3年間で7億2,100万円を計上いたしました。

(3) 国庫支出金・県支出金につきましては、経常経費相当分に平成17年度以降の各年度における合併特例債事業を含んだ普通建設事業計画分を加算して見込ん

でございます。又、合併による生活保護費に対する負担金の増加分も見込んでございます。さらに国の合併市町村補助金を、平成１７年度から３年で４億５，０００万円計上してございます。又、県の財政支援として、市町村合併特例交付金を５年で８億円を計上してございます。

地方債につきましては、新市まちづくり計画に係る財源として、合併特例債及び通常債を見込む他、現行制度による臨時財政対策債を併せて見込んでございます。

その他の項目につきましては、これまでの推移を見ながら１７年度以降横ばいで推計してございます。

又、歳出でございますが、人件費につきましては、一般職員は採用を退職予定者の３分の１程度に抑え、議員につきましては、１年間の在任特例を適用すると仮定して推計してございます。

（２）の物件費につきましては、平成１６年度決算見込み額を基準に、平成１７年度以降は合併に伴う削減効果を考慮して前年対比５％減で推計してございます。

（３）の扶助費の生活保護費につきましては、４町のこれまでの推移を参考にして推計してございます。また、生活保護費以外の扶助費につきましては、６５歳以上の伸び率を考慮して推計してございます。

補助費につきましては、平成１６年度の決算見込みを基準に、平成１７年度以降は合併に伴う削減効果を考慮して、対前年比５％減で推計してございます。

普通建設事業費につきましては、合併特例債対象事業分は、１０年間で１４５億円うち、特例債分は１２３億円で、上限の約７割の事業実施をするものとして計上してございます。

その他の普通建設事業費につきましては、１７年度から毎年７億円を実施するものとして計上してございます。

公債費につきましては、合併前の各町の発行債にかかる償還予定額と新市の計画分にかかる償還予定額を計上してございます。

（７）の積立金につきましては、新たに造成する基金約２４億円について、１０年間均等に積み立てるものとして、いうことで計上してございます。

その他の維持補修費、投資及び出資金等、繰出金等につきましては、これまでの推移を見ながら１７年度以降横ばいで計上してございます。又、新病院建設のための出資金につきましては、新病院繰出しのための経費を計上してございます。

以上でございます。

岸部会長： 有難うございました。特に皆さんからご質問があれば、いただきたいと思います。はい、どうぞ。

合川町小笠原委員： 時間がかなりオーバーしていますけれども、次回の協議を円滑に進めるための提案なんですけれども、それは、今日の議員の定数と同じくらい住民の関心ごとである新庁舎の建設についてです。まちづくり計画では主要事業のハード事業に庁舎建設が盛り込まれてありますけれども、新庁舎については当分の間、現在の庁舎を有効に活用し、建設にあたっては長期的な視野に立って検討します、という風に明確に提示されていない訳です。

建てるのか建てないのか、建てるのであればどこがいいのか、そういったものを次回の協議までに意見集約して、提案してもらった方が協議しやすいじゃないかと思いますが、如何でしょうか。

岸部会長： そうすると、委員の皆さんから意見集約をするということでございますね。

合川町小笠原委員： 次回の協議までに、事務局レベル或いは町長さん方で話し合った内容を提示してもらったら方が良いと思います。

岸部会長： はい、提示いたします。ほかにどうですか、はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 小笠原委員さんから大変積極的な分かりやすい質問があったわけでありまして、分かりやすいので、できるだけ多くの考え方をまとめることを考えれば、次回というこの場ではまだ早いと思います。と申しますのは、大体それぞれの胸算用を出して混乱をきすよりも、どういう条件かということを含めながら自然に深まるような方向にもっていただければ、大変いいと思います。病院もあります。

岸部会長： 分かりました。4町長が英知を絞ってご提案申し上げます。いや結論が出ないかも分かりませんよ、この次までには。16日の日に4町長会談をやるので、英知を絞ってみます。他にございませんか。はい、春日委員。

森吉町春日委員： 今の、最後のところの財政計画について、担当がこう読み上げた訳ですが、試算根拠ですね。読み上げたのをコピーして下さい。例えば具体的に言いますと、地方交付税なんか、最初とまるっきり違ってきていますよね。それから地方債は増えていっていますけれども、この中では合併特例債はいくらなのか、鷹巣除きの今までの3町の過疎債はどれぐらいなのか、そうした算定根拠を示していただきたいと思うんです。

岸部会長： 分かりました。それ出来ればこの次の前に欲しいでしょう。私もそう思って見ていましたけれども、これはその一覧表を委員の皆さんにお届けできませんか。この次始まる前までに、検討して来たいのです。

事務局： はい、そうすれば協議会前に送付したいと思います。

（できるだけ早く、の声）

はい、分かりました。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんか。

（なし、の声）

岸部会長： はい、有難うございました。

今日は皆さん、本当にそれぞれの立場で一生懸命議論していただきまして、ありがとうございました。十分この結果は、住民の皆さんも理解できると思います。本当に有難うございました。それでは、次回もまたよろしくお願いします。

事務局： 第8回の日程でございますけれども、7月の16日の金曜日、合川町の農村環境改善センターになりますので、協議が12件、提案も12件あります。時間は、午前10時の開始という日程で組みたいと思いますので、よろしくお願いします。事務局で委員の昼食は準備します。

岸部会長： 有難うございました。それでは、16日までお元気で。